

○ 農林水産省 告示第一号  
国土交通省

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六号）第十一条第一項第

二号ただし書の規定に基づき、コンクリートの付着に対する許容応力度を次のように定める。

令和四年三月二十四日

農林水産大臣 金子原二郎

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

コンクリートの付着に対する許容応力度を定める件

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第十一条第一項第二号ただし書に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、次のとおりとする。

一　長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、平成十二年五月三十一日建設省告示第千四百五十号（コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件）第一第一号に定める

数値とする。

二 短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、前号に定める数値の三倍の数値とする。

#### 附 則

この告示は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。